

令和8年1月1日から火の取扱いに関するルールが変わります

「林野火災注意報・林野火災警報」の運用について

年間を通じて、林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には、宇和島市・松野町・鬼北町から「林野火災注意報」や、さらに林野火災の予防上危険な気象状況になった際に「林野火災警報」を発令することがあります。

林野火災注意報の発令基準

	林野火災注意報	林野火災警報
基 準	(1) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ前30日間の合計降水量が30mm以下 (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ乾燥注意報が発表	林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発令されている場合
火の使用制限	努力義務 (たき火・野焼き等を控える)	義務※使用した場合罰則あり (たき火・野焼き等の禁止)

林野火災注意報・林野火災警報発令時の「火の使用の制限」について

火災予防条例第29条に定める下記の「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて組合長が指定した区域内において喫煙しないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

林野火災警報発令時の「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は警報発令の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務を課すものとなっています。一方で、林野火災警報は火の使用の制限における違反者に対して、「30万円以下の罰金又は拘留」が消防法に定められています。

林野火災注意報・林野火災警報発令の対象区域

各市町全域

林野火災注意報・林野火災警報発令及び解除の周知・広報について

林野火災注意報、林野火災警報の発令及び解除は、各市町の判断により防災行政無線等を活用し周知いたします。消防本部においては、林野火災注意報及び林野火災警報の発令時に消防車両による街宣広報活動を実施します。

「たき火の届出」について

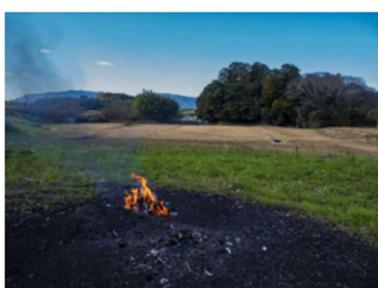
火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、林野火災の発生に関わりのある「たき火」が届出の対象となりました。

届出の対象となるたき火とは、「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いない

で、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」とされています。火を使用する設備器具を用いない場合のほか、これらの設備器具を用いる場合であっても、本来の使用方法によらない場合や、林野火災予防上の危険性の観点から、火を使用する設備器具を用いないで火をたく形態一般と同視し得る場合（炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合など。）にも、たき火に該当します。

○ たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）

写真 総務省消防庁提供



なお、各市町のたき火（野焼き）に関する周知情報は下記から確認できます。

- ・宇和島市 [ごみの野焼き\(野外焼却\)は、禁止されています。](#) [44684.pdf](#)
- ・松野町 [野焼き\(野外焼却\)の禁止について - 松野町公式ホームページ](#)
- ・鬼北町 [野焼き\(野外焼却\)の禁止について - 鬼北町ホームページ | 自然豊かな 心豊かな 暮らし豊かなまち きほく](#)

この記事に関するお問い合わせ先

消防本部予防課 0895-22-7501

警防課 0895-20-0119